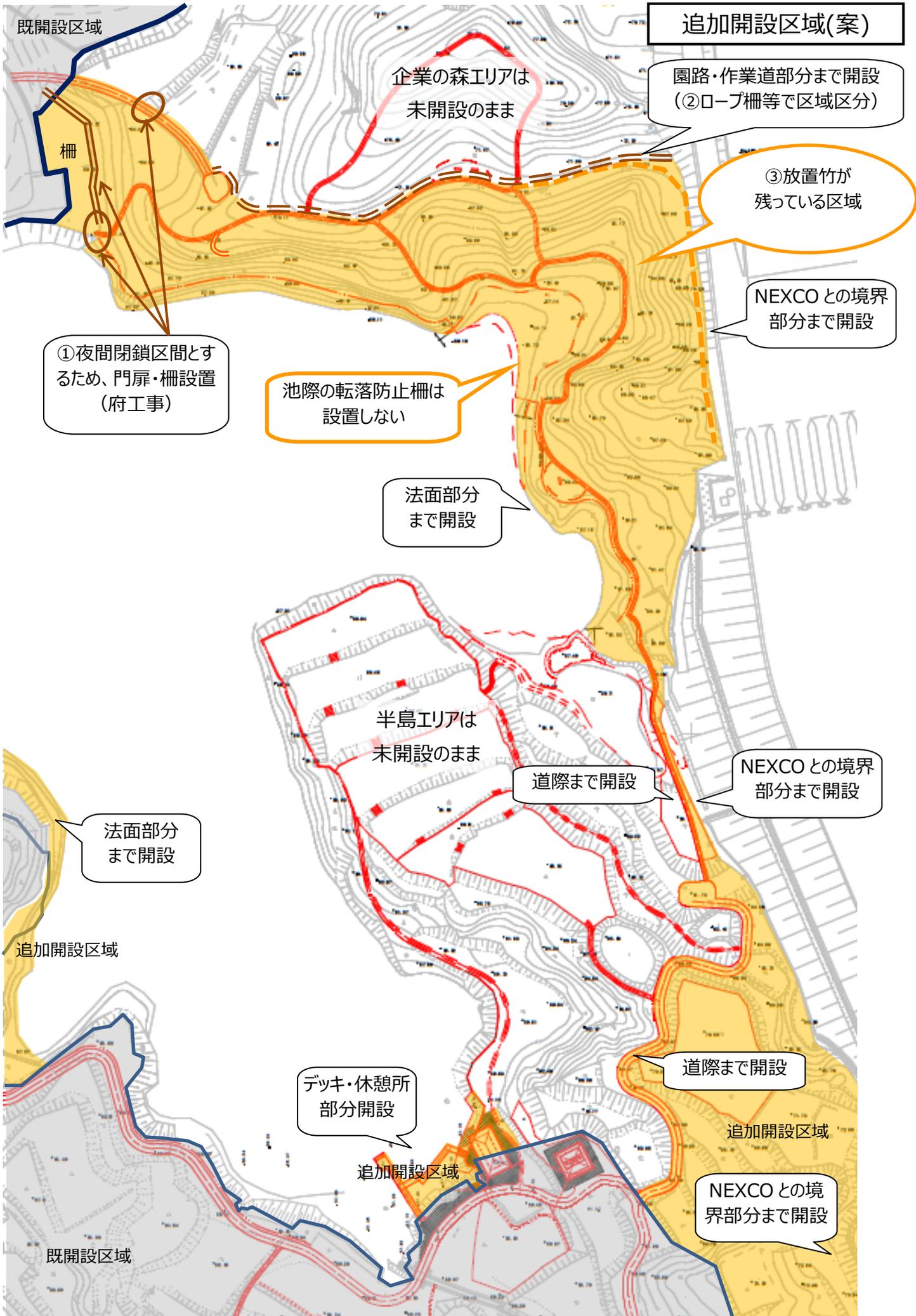


【泉佐野丘陵緑地 供用区域図】 大阪府告示第 1207 号、平成 26 年 8 月 30 日供用開始





追加開設区域(案)

園路・作業道部分まで開設
(②ロープ柵等で区域区分)

③放置竹が
残っている区域

NEXCOとの境界
部分まで開設

企業の森エリアは
未開設のまま

①夜間閉鎖区間とする
ため、門扉・柵設置
(府工事)

池際の転落防止柵は
設置しない

法面部分
まで開設

半島エリアは
未開設のまま

道際まで開設

NEXCOとの境界
部分まで開設

法面部分
まで開設

追加開設区域

デッキ・休憩所
部分開設

道際まで開設

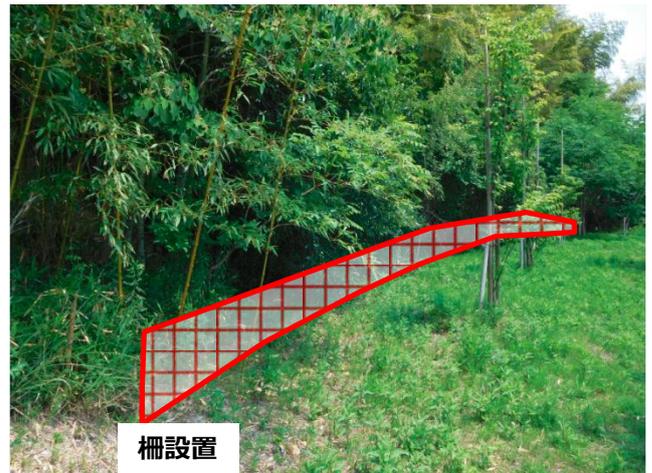
追加開設区域

NEXCOとの境
界部分まで開設

既開設区域

追加開設区域

①門扉・柵設置



← メッシュフェンス扉を設置
(H=1.2m、ブラウン色)

メッシュフェンス柵を設置 →
(H=1.2 m、ブラウン色)



②ロープ柵設置



← 開設区域と未開設区域の境界に
ロープ柵を設置
(すぐに撤去できるように簡易な柵とする)

③園路～NEXCO 間の竹林



← 当面の間は藪化竹林をそのまま残し、放置すると
このように荒れる」という説明を来園者向けにする。
(竹は数年で立ち枯れするということもよくわかり、
樹木との違いも説明できる)

※公園ガイド等で説明

※整理できる状況が整えば竹林整理していく